

平成 27 年度

事 業 計 画

平成27年度 事業計画

I 経営

昭和51年の法人設立以来、「世田谷区民の健康の保持増進、また、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」という設立目的の達成に向け、区民の健康保持増進に役立つ総合的な健康診査、健康相談・指導及び教育、疾病予防に向けた検査・検診等の医療事業等に取り組んできた。その間、これら健康事業の資質の向上や技術のスキルアップに努めるとともに、平成18年度には、法人の自主・自立性をさらに高めることをめざし、経営方針・経営理念を定め広く公開するなど、積極的に法人の経営改革を推進している。

平成23年には、より一層の公益性を発揮することを目的として、公益財団法人に移行した。

経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。

1 平成27年度基本方針

区は、平成26年3月に策定した基本計画で、外郭団体の自主・自立に向け、より一層の効率的な経営の確立をめざし、外郭団体が取り組むべき改革の方向性として「外郭団体改革基本方針」を示している。また、平成31年度の梅ヶ丘病院跡地にお

ける保健・福祉・医療の拠点整備に向け、開発工事や区複合棟新築工事のための基本設計、民間施設棟整備の準備等が進められている。

当法人は、5年後に梅ヶ丘病院跡地に移設する新たな世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）の管理運営を引き続き担うことをめざしている。そのためには、すべての区民の方の健康な生活に資することを財団の存在意義としてあらためて認識し、医療機関への支援や協働事業等の取り組み、健康づくり事業の地域展開の拡充など、保健・福祉・医療連携等のより一層の強化・拡充を図りつつ、設立の目的達成に向けた財団の経営改革に果敢に取り組む必要がある。

財団では、梅ヶ丘拠点整備を視野にした既存事業の見直しや先駆的な医療事業の構築、外郭団体としての自主、自立に向けたより一層の効率的な経営の確立等を計画的に推進するため、人材の確保と育成に向けた「保健センター人事・組織計画」や経営基盤の強化をめざす「保健センター財務改善計画」を策定するほか、新たな経営ビジョンとして「今後の世田谷区保健センターのあるべき姿」の策定にも着手している。

平成27年度は、次期指定管理者の指定（平成29年～30年）獲得も視野に、財団経営の安定性や信頼性をより高めること基本方針として、これら計画に基づく事務事業の改善や経営改革に取り組んでいく。

2 効率的経営の実現に向けて

（1） 経営改革の推進

① 効率的な経営の実現

梅ヶ丘病院跡地に移設する新たな保健センターを視野に、既存事業のスクラップ&ビルドに取り組むほか、区の実施計画が示す4つの拠点機能の拡充・強化に向け取り組んでいく。また、計画的な財務事務全般の改善（「保健センター財務改善計画」の策定ほか）や退職引当資産の確保（平成30年度の全額積立）等に努め経営基盤の強化を図るとともに、引き続き法令等を遵守した公益法人会計の適正運営に努めていく。

② コンプライアンスの推進

職員の社会的規範及び企業倫理の醸成に向け研修等の機会を増やすとともに、財団の情報公開制度及び個人情報保護のより一層の徹底を図るため、開示請求の対象情報の整備や個人データ漏えい防止及び不測の事態の備えたりスクマネジメントマニュアルの作成に取り組む。さらに、昨年度整備した「医療等安全管理マニュアル」の下に実施する『インシデント・アクシデント報告システム』を継続し、医療事業はもとより、健康増進事業、震災・火災時の対応を含めた総合的な安全管理の向上に努めていく。

(2) 円滑な事業運営への取組み

① 区民サービスの資質向上

財団では、より良いサービスの向上をめざし「利用者満足度調査（毎年度実施）」や「医療機関アンケート（第2回目／平成26年1月実施）」を実施し、事業運営の改善に繋げている。また、昨年度は初の試みとして、当センターに関わりのある地域団体の調査も実施した。今後も、これら調査を継続的に実施し経年変化等も分析しつつ、事業運営の改善に繋げていくほか、施設等の改善や設備等に関する要望事項の中で、新たな保健センターの設計に必要と思われる内容は、区関係機関等へ情報を提供するなど働きかけていく。その他、働く世代の利用促進に向けた夜間、土日施設利用等のなどについても、継続課題として検討していく。

② 広報活動の強化

生活習慣病予防が最も必要な壮年期世代の保健センター事業への参加率は低く、同世代の参加率を高めるための広報活動の強化は大きな課題である。そのため、財団が独自に定期発行する健康情報誌（紙）「げんき人」の配布先や、記事の内容表現、発行に関する年間スケジュール等の見直しに取り組む。また、企業広告の導入、ホームページの情報更新の方法等に関しても検討を継続し広報活動をより強化していく。

(3) その他の取組み

① 利用者の目線に立った施設維持管理の向上

保健センターと総合福祉センター2つの施設の指定管理業務の経験を活かし、今後も「高齢者が利用しやすい優しい施設」「ユニバーサルデザインへの配慮」、「ホスピタリティの向上」を視点とした施設維持管理を継続するとともに、創意工夫により利用者の利便性の向上にも努めていく。

また、新たな保健センターが誰もが利用しやすい施設となるよう、区関係機関等と連携を図り取り組んでいく。

② 環境への配慮

保健センターと総合福祉センターの指定管理者として、区が推進する『世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」』に基づき、温室効果ガスの排出削減を環境目的と捉え、省エネ行動を継続的に実行してきたが、引き続きこれら取り組みを継続していく。

③ 防災対策等の危機管理の強化

年1回の自衛消防組織による防火訓練や、地震への備えた職員3日分の

食糧等の備蓄等の防災対策は引き続き継続する。今後は、大規模災害時に迅速に対応するため、災害初動マニュアルの整備・見直しを進めるほか、保健センター（大規模災害時の世田谷消防署の待機所）及び総合福祉センター（二次避難所）それぞれの災害時の役割を見据え、防災対策等の危機管理の強化に取り組む。

3 人事制度

財団は、今後15年で職員の約半数が定年を迎えるなど、大量退職の問題を抱えている。今後は、現有のベテランスタッフのスキルを、次世代を支える若手スタッフへ確実に伝承することに加え、将来を見極める豊かな感性と新たな発想を備え、先駆的な保健衛生施策・事業を構築できる人材を育成することが不可欠であり、計画的に世代交代を進めていく必要がある。

そのため、①世代交代を視野に財団経営に必要な人材の確保、②今後の財団の経営改革を推進できる人材の育成、③梅ヶ丘拠点整備を視野にした公益財団法人としての経営の安定化と効率化に向けた組織体制の整備を目的とする「保健センター人事・組織計画」を策定した。

今後は、この計画に基づき、財団の経営改革に主体的に取り組み将来を担える人材の確保や育成及び安定的な財団運営を実現するための組織体制の整備を推進する。

4 総合福祉センター機能の整理・統合

区は、梅ヶ丘拠点整備の一環として総合福祉センターを廃止し、障害者（児）の機能訓練事業等の障害者支援機能の一部を民間事業者（民設民営方式）へ委ねることを決定し準備を進めている。（ただし、障害者の専門相談等の一部機能については新たな保健センターへ移行する。）

そのため、昨年度より総合福祉センターの廃止を視野にした既存事業等の整理・統合について、区関係所管と連携を図り検討を進めており、今後も計画的に機能の整理・統合を進めていく。

5 新規事業等の取組み

区民の健康の保持増進や、心身に障害を有する区民の自立を支援することで、区民の福祉の向上に寄与するために、公益財団法人としての役割を一層発揮して

いく。加えて、区の実施計画とも整合を図り、区関係所管とも連携の下で以下の新規・拡充事業に取り組む。

① 健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充

平成26年度から区及び地区医師会と連携を図り取り組んできた「生活習慣病重症化予防事業（試行）」の実績等を検証し、平成28年度の本格実施に備え、事業の開催地域等の拡充等（試行）に取り組む。

② がん患者や家族等を支える中核的機能の確立

がん罹患した在宅療養者とその家族への支援として、平成26年10月に開設した「がん相談コーナー」の実施に加え、区が「世田谷区がん対策推進条例」を施行したことに伴いより一層の支援が求められることから、気軽に相談できる電話相談（専門相談とピア相談）を開始する。

昨年度から2か年計画で進めている「がん検診精度管理の拡充」については、今年度2年目を迎え、残りの「子宮がん検診（医師会実施分）」「乳がん検診」にまでその範囲を拡充し、区が実施する対策型がん検診の総てに精度管理を適用する。

③ 地域医療の後方支援機能の強化

平成25年度11月の「今後の世田谷区医師会・玉川医師会と世田谷区保健センターの協力・連携事業等について（最終答申）」を基に、地域医療機関への後方支援を基本とした今後の法人が担うべき医療事業等の望ましいあり方等について、区と関係機関等と連携を図りつつ、引き続き検討を継続する。また、医師向けの研修会の試行開催に向け調整を進める。

④ こころの健康等に関する相談窓口の整備

「こころの電話相談事業」及び「出張型思春期相談事業」の平成29年度事業開始（予定）に向けて、区関係所管との検討に取り組む。

II 事業の内容及び規模

1. 事業構成

平成27年度の事業計画においても、公益財団法人としての本来事業である公益目的事業と、その公益目的事業に資するために行う収益事業に区分している。

2. 平成27年度の事業方針

平成27年度は、第三期指定管理者の4年目として区の新実施計画や梅ヶ丘拠点整備を視野に、「健康せたがやプラン（第二次）」等の個別計画とも整合性を図りつつ、既存事業の見直しや事業の強化・拡充に努めていく。さらに、公益財団法人として収支バランスの維持を図るため、事業計画数の着実な達成と、将来展望を踏まえた経営改革を進め、当財団の使命を果たすため一層の事業開発や研究に取り組む。

3. 公益目的事業

公益1 世田谷区民の健康の保持増進を図る事業 (保健センター事業)

(1) 区立保健センターの維持管理運営（定款第4条第1号事業）

区立保健センターの指定管理者として、施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) がん検診事業（定款第4条第1号事業）

① 保健センター及び検診車による胃がん検診

40歳以上の区民を対象に、保健センター及び検診車でX線撮影法による集団検診を実施する。また、医療機関等との連携により精密検査等の結果を集約し、未受診者への受診勧奨等（精度管理）を行う。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	26年度計画	25年度実績
胃がん検診	X線撮影	検診車 370 回 施設 250 回	15,000 人	15,000 人	14,527 人
	精度管理 (精密)	—	2,800 人	—	2,774 人

②保健センターでの乳がん検診

40歳以上の区民（女性）を対象に行われている乳がん検診において、マンモグラフィ（乳房X線撮影）受託機関として撮影及び読影を実施することに加え、受診者の利便性向上に向け視触診の同時受診を実施する。また、医療機関等との連携により精密検査等の結果を集約し、未受診者への受診勧奨等（精度管理）を行う。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	26年度計画	25年度実績
乳がん検診	マンモグラフィ	150回	300人	300人	879人
	視触診・マンモグラフィ		800人	800人	—
	精度管理（精密）	—	80人	—	—

（3）健康増進事業（定款第4条第1号事業）

①健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり

健康の維持及び積極的増進を図るため、18歳以上の区民を対象とし、各種検査と医師の指導による健康度測定を実施し、さらに栄養・運動・休養の観点から総合的な助言・指導を行う。また、受診者の内の希望者や医療機関からの依頼により、望ましい運動強度の目安を示し実践による運動負荷測定を行う。健康増進指導では、健康増進のための実践学習の機会として、各種健康教室を実施する。平成27年度は、「生活習慣病予防」「こころの健康づくり」「食生活講座」「壮年期世代対象講座」など、テーマに応じた専門性の高い教室を企画実施する。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
健康度測定	1,680人	1,680人	1,757人
運動負荷測定	150人	150人	166人
健康増進指導	延 10,600人	延 10,600人	延 12,251人
壮年期健康づくり教室	48回	48回	48回

②保健センターから専門職員の派遣による地域での健康づくり支援

区からの依頼により、区の健康づくり事業や行事及び区民による自主的な健康づくり活動に運動指導員等の専門職員を派遣し、運動の実地指導等により地域での健康づくりを支える。平成27年度は地域健康出前講座を団体・事業所の対象に合わせ広く展開し、体脂肪量、骨格筋量及び骨密度の測定などとともに、メタボリックシンドローム予防や介護予防に対する意識を高める。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
実地指導	1,100回	1,100回	1,115回
健康づくり支援	100回	100回	105回
地域健康出前講座	30回	30回	出張健康チェック 8回 区講座派遣 8回
壮年期対象地域講座	8回	8回	8回
職場のげんき力アッププログラム	3社	3社	—

③健康づくりを支援するリーダーの養成・活動支援

地域の健康づくりグループに対し、保健センターの運動指導員に代わって体操等を指導することができるリーダーを養成し、自主的な健康づくり活動を支援する。平成27年度は、新たなリーダー（「せたがや元気体操リーダー」）を養成するとともに、派遣を希望する多くの団体に対応できるよう継続的に資質向上に取り組む。また、これまで養成したリーダーの指導技術維持向上を図るための研修会（講座及び指導実習）を実施し、相互の交流を図るためのリーダー交流会を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
リーダー養成	10名	—	12名
上級リーダー養成	—	10名	—
研修会（講座）	10回	10回	10回
研修会（指導実習）	30名	30名	30名
リーダー交流会	6回	6回	6回
リーダーによる実地指導	320回	320回	317回

※「リーダー養成」と「上級リーダー養成」は隔年で実施し、平成27年度はリーダー養成の年となる。

④生活習慣病の重度化予防を推進する取り組み

生活習慣病のリスクがある区民を対象として、合併症の発症や症状進展など重度化予防のための事業を展開する。

平成27年度は、昨年度より区内かかりつけ医（世田谷区医師会・玉川医師会）の推薦及び区民検診で保健指導を勧められた区民を対象に試行する重症化予防対策の「派遣型集団指導」の地域を区内5か所に拡充する。

項目		本年度計画	参考	
			26年度計画	25年度実績
地域出張健康測定・個別相談会		4回	4回	4回
重度化予防のための実践セミナー		3回	4回	8回
重症化予防対策 (試行)	集団指導	3回	4回	—
	派遣型集団指導	5回	—	—
	個別指導	20人	10人	—

※「重症化予防対策（試行）」の集団指導は、「重度化予防のための実践セミナー」と同時開催のため、回数は再掲である。

（４）健康教育事業（定款第4条第1号事業）

①各種健康イベントや健康情報の発信により地域の健康づくりの基盤を広げる。

世田谷区、世田谷区医師会、玉川医師会、世田谷区歯科医師会、玉川歯科医師会、世田谷区薬剤師会、玉川砧薬剤師会との共催により、各種講演会、相談会、指導を行う。

項目	共催	本年度計画	参考	
			26年度計画	25年度実績
区民のための健康教室	世田谷区医師会・区	4回	4回	4回
区民のための糖尿病教室	玉川医師会・区	1回	1回	1回
歯っぴいフェスタ	世田谷区歯科医師会 玉川歯科医師会・区	1回	1回	1回
くすりと健康のつどい	世田谷区薬剤師会・区	2回	1回	1回
薬の講演会	玉川砧薬剤師会・区	1回	1回	1回
心の健康づくり講習会	—	2回	2回	2回
講演会・講習会	—	1回	1回	2回

②健康情報の発信と保健センターまつり

健康情報の普及啓発を図るためには、様々な方法を駆使した情報の発信が欠かせない。保健センター独自の健康情報紙（誌）「げんき人」はタブロイド判（全戸配布）、A4判（窓口等で配布）を発行し、ほかに地域商店街、小中学校（保護者）、区内団体、企業、医療機関等へ健康情報の提供など啓発活動を行う。

保健センター内の掲示板を利用した地域健康づくりサークル活動や公共運動施設のイベント等の紹介を行う。

また、保健センター事業のピーアール及び利用者の交流の場の提供や新たな利用者の開拓のため、地元商店街や健康づくりグループと協力し、健康づくりについての幅広い知識の普及・啓発のため、「保健センターまつり」を開催する。

項目	回数等	備考
健康情報紙（誌） 「げんき人」の発行	タブロイド判3回	新聞折り込み 7月、10月、2月 全戸配布ほか 285,000部
	A4カラー判1回	公共施設等窓口で配布 3月 20,000部
保健センターまつり	年1回日曜開催	26年度参加者（延）1,569人
その他の啓発活動	随時実施	

③健康教育指導と団体支援

おもに健康増進指導の修了者を対象に、運動継続のための支援を行う。利用者の体力や興味に合わせ、集団指導及び個別トレーニングプログラムを、年間を通して開催する。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
運動コース	400回	400回	432回
マシントレーニング	12,500人	12,500人	11,983人

また、介護予防事業をはじめとする外部からの要請にもとづき専門職員を派遣し、運動器の機能向上のためのプログラムの実施や健康増進、介護予防等についての測定及び実技指導を行う。

項 目		本年度計画	参 考	
			26 年度計画	25 年度実績
出張指導	機能向上プログラム	2 教室	2 教室	1 教室
	普及啓発講座 (はつらつ講座)ほか	(職員派遣 延人数) 130 人	130 人	189 人

※「普及啓発講座ほか」には、施設外で実施する体成分測定、骨密度測定を含む。

④大学等との連携と地域健康づくりグループとの交流

大学と協働で、健康づくりに関するデータ解析による調査研究を充実させるとともに、連携による健康づくりイベントを開催する。

健康づくりや医療に携わる専門教育を受けている学生の現場実習を受け入れ、将来の健康づくり従事者の支援育成に寄与する。

また、地域の健康づくりグループとの交流によりネットワークを深め、新たな健康づくりを強化創造する。

⑤特定保健指導事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、区からの委託を受け、特定保健指導対象者に対して保健指導を行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		26 年度計画	25 年度実績
積 極 的 支 援	75 人	75 人	28 人
動 機 づ け 支 援	225 人	225 人	106 人

⑥各種相談に対応する取組み

平成 2 6 年 1 0 月に、在宅療養中のがん患者及びその家族の支援を目的に開設した「がん相談コーナー（第 2・4 週土曜／対面相談）」に加え、平成 2 7 年度は、「世田谷区がん対策推進条例」施行を契機として、誰もが気軽に相談できる電話相談（専門相談第 1・3 週、ピア相談第 2・4 週木曜）を実施する。

項目		本年度計画	参 考	
			26 年度計画	25 年度実績
がん相談 コーナー	対面	(回数) 24 回	12 回	—
		(最大受入人数) 72 人	—	—
	電話	(回数) 48 回	—	—
		(最大受入人数) 144 人	—	—

⑦新しい地域の拠点づくり

池尻 2 丁目に新たに開設した区立健康増進・交流施設「がやがや館」の指定管理者である共同事業体の構成員として、運動室を中心としたスタッフの研修やプログラムの監修等を担当する。財団の持つ高い専門性や指導ノウハウを活用しながら、健康づくりを実践する新しい地域拠点として定着するよう分担業務に努める。

開設 3 年目となる 27 年度は、次の内容を担当していく。

〔運動室スタッフの研修〕

運動室を運営する共同事業体のスタッフに対する研修に関する助言や、保健センターにおける実地研修の受け入れを行い、総合的な指導ができる人材を育てていく。

〔運動室のプログラムの監修〕

魅力ある運動室を目指し、プログラムに関するアドバイスなど、総合的な監修を実施していく。

〔健康達人マイスターの育成・活用〕

健康づくりを楽しみながら段階的に学ぶ講座として、平成 26 年度に養成した健康マイスターの参加・協力による健康講座を開催していく。

〔健康相談室の運営〕

運動室の要請に応じて健康相談室の運営に関する助言を行うとともに、健康増進に関わる健康相談会を開催していく。

〔健康講座の企画運営〕

財団のこれまで各種の健康講演会・講習会の開催経験を活かし、健康づくりの公開講座を計画・開催していく。

公益2 心身に障害を有する区民の福祉の増進を図るために実施する事業
(総合福祉センター事業)

(1) 区立総合福祉センターの維持管理運営 (定款第4条第2号事業)

区立総合福祉センターの指定管理者として、区立総合福祉センターの施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) 相談支援事業 (定款第4条第2号事業)

①基幹相談支援センター

平成24年4月より世田谷区基幹相談支援センターを設置し、年齢、障害の種別に関わりなく、障害者(児)・家族等への相談支援を実施する。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区自立支援協議会の事務局や、区内の相談支援事業者の連絡会の開催及び地域相談支援センターの連絡会等への参加を通し、地域の相談支援体制の連携強化に取り組む。

さらに、障害者ケアマネジメント等研修および世田谷区相談支援従事者初任者研修を実施し、地域の相談支援に従事する人材の育成を行う。

相談支援 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
相談件数	(実人数) 200人 (延件数) 220人	220人 260人	210人 242人

自立支援協議会の開催 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
自立支援協議会	2回	2回	2回
同 運営会議	11回	11回	13回

人材育成 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
研修実施	200人	230人	204人

②指定特定・障害児相談支援事業所

平成26年4月より指定特定・障害児相談支援事業所を開設し、障害者（児）のケアマネジメントを担いサービス等利用計画を作成する。

計画作成（指定特定・障害児相談支援事業所）

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
サービス等利用計画作成	840件	840件	—

(3) 機能訓練事業（定款第4条第2号事業）

①成人機能訓練

心身の機能に障害のある成人を対象に、障害者総合支援法に位置づけられない指導・訓練事業のほか、自立訓練の契約開始までの指導や契約終了後のフォローを行う。

平成26年度より脳性麻痺の区民の2次障害予防のための個別訓練を実施している。平成27年度は内容を充実させ区民のニーズに応じていく。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
成人機能訓練	個別（実人員） 500人 （延人員） 1,600人	500人 1,600人	264人 1,260人
	グループ（実人員） 40人 （延人員） 500人	40人 500人	48人 364人

② 障害者総合支援法 自立訓練

自立の促進、生活の質の向上等を図るため、障害者総合支援法による自立訓練（生活訓練・機能訓練）を実施する。

平成26年度より就労準備訓練としてワークサンプルを利用した個別訓練を実施している。平成27年度は利用者の就労意欲に繋げられるよう、内容の充実を図る。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
自立訓練	個別（実人員） 70人 （延人員） 2,000人	70人 2,000人	65人 1,903人
	グループ（実人員） 50人 （延人員） 1,800人	50人 1,800人	42人 1,971人

③児童機能訓練

発達の遅れや障害のある乳幼児・学童を対象に、心身の豊かな成長を促し、日常生活の自立に必要な能力や社会性を育てていくため、相談・評価・訓練等を実施する。

平成27年度は、適宜評価を行うとともに、評価方法の向上を図り迅速に児童発達支援事業に繋げるため、個別・グループの事業を統合して実施する。なお、統合に伴い参考となる前年度計画等の値については、該当するそれぞれの事業の実績数を合算して計上した。

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
観 察 評 価	(延件数) 2,350 件	2,350 件	2,408 件
児童機能訓練 (継続相談)	(実人員) 400 人 (延人員) 900 人	450 人 1,220 人	426 人 1,195 人

④児童福祉法 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある乳幼児を対象に日常生活に必要な能力や社会性を育てるため、児童福祉法による発達支援事業を実施する。

平成27年度は、児童支援利用計画に基づいた個別支援計画を作成するとともに、集団生活への適応訓練の充実を図るため、グループ訓練の計画数を増やして実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
児童発達 支援事業	個 別 (実人員) 550 人 (延人員) 6,750 人	590 人 6,910 人	620 人 6,150 人
	グループ (実人員) 140 人 (延人員) 2,400 人	100 人 1,900 人	166 人 3,566 人

(4) 交流等地域支援（定款第4条第2号事業）

障害のある人もない人も、地域社会で共に生き、社会参加や生活の充実が図れるよう、各種講習会や行事の実施など交流の場と機会を提供する。

また、児童関連施設や障害者福祉施設等の依頼によりスタッフを派遣し、施設職員等に対する技術援助を行うなど地域支援を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		26年度計画	25年度実績
交 流	講習会等参加者 2,800人	2,800人	2,599人
技術支援	580回	575回	569回
研 修	1,000人	1,000人	908人

4. 収益目的事業

収益1 財団規程等に基づく健康診査・検査事業、地域医療を支援する事業 (保健センター事業)

(1) 保険診療等による検査事業(定款第4条第3号事業)

地域医療の後方支援を目的として、医療機関からの依頼を受け、保険診療による各種精密検査を実施する。

①胃

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
内視鏡検査	1,750件	1,800件	1,529件
病理組織検査	620件	650件	475件

②大腸

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
内視鏡検査	350件	350件	374件
病理組織検査	150件	120件	150件

③乳房

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
一般撮影	450件	450件	179件
スポット撮影	50件	50件	19件
超音波検査	500件	500件	201件
細胞診検査	50件	50件	17件

④子宮

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
細胞診検査	120件	100件	140件
内視鏡検査	120件	100件	139件
病理組織検査	120件	100件	140件

⑤一般精密

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
M R I 検査	2,300件	2,300件	1,974件
C T 検査	2,300件	2,300件	1,769件
超音波検査 (腹部・甲状腺・頸動脈)	250件	250件	198件

⑥心臓

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
ホルター型心電図検査	50件	50件	30件
超音波検査	180件	180件	163件

(2) 検体検査事業 (定款第4条第3号事業)

①子宮

区が20歳以上の女性を対象に実施した検診で、指定医療機関が採取した頸部・体部細胞検体を検査し、結果を医療機関に通知する。細胞診報告はベセスダシステムを使用し、区及び医療機関と連携して精度の高い検診を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		26年度計画	25年度実績
細胞診検査 (頸部)	24,000件	24,000件	24,353件
細胞診検査 (体部)	2,300件	2,300件	1,907件

②大腸

40歳以上の区民を対象に便潜血検査を行い、検査結果を受診者に通知し、陽性者に対しては、医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。

また、精度管理業務として、精密検査等の結果を集約し、未受診者への受診勧奨も実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		26 年度計画	25 年度実績
便 潜 血 検 査	12,000 件	16,000 件	15,239 件
精度管理 (精密)	1,100 件	—	1,521 件

(3) 財団料金規程等による事業 (定款第 4 条第 3 号事業)

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業を実施する。

平成 27 年度は、昨年度から取り組む精度管理の拡充 2 年目を迎え、その範囲を「医師会実施分子宮がん検診」、「乳がん検診」まで拡充し、区が実施する 5 がん検診 (胃・大腸・肺・乳・子宮) のすべてにおいて精度管理を適用する。

主 な 項 目	本年度計画	参 考	
		26 年度計画	25 年度実績
小中学生 心臓検診精密検査	100 人	100 人	89 人
小中学生 結核検診精密検査	200 人	200 人	—
企 業 健 診	2,000 人	2,000 人	2,119 人
個 人 健 診	400 人	400 人	461 人
脳 ド ッ ク	200 人	200 人	189 人
動脈硬化検査 (個人)	450 人	450 人	381 人
体成分分析測定	50 人	50 人	138 人
骨密度測定	50 人	50 人	287 人
医師会実施 大腸がん検診精度管理	(一次)43,000 件	40,000 件	27,670 件
医師会実施 胃がん検診精度管理	(一次) 200 件	200 件	—
医師会実施 肺がん検診精度管理	(一次)45,000 件	(精密)1,000 件	—
医師会実施 子宮がん検診精度管理	(一次)22,500 件	—	—
医師会実施 乳がん検診精度管理	(一次)15,200 件	—	—

**収益 2 障害者支援者及び技術提供事業
(総合福祉センター事業)**

(1) 住宅改造アドバイザー事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣する。

項 目	本年度計画	参 考	
		26 年度計画	25 年度実績
住宅改造アドバイザー派遣	300 回	300 回	240 回

(2) 障害者施設等技術支援事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

障害者のいる高齢者施設に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		26 年度計画	25 年度実績
専 門 職 員 派 遣	70 回	70 回	188 回